

平成22年第2回太子町議会臨時会（第425回町議会）会議録

平成22年5月11日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 6 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 7 常任委員会委員の選任
- 8 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))
 - 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - 6 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - 追加日程第1 太子町議会広報特別委員会について
(太子町議会広報特別委員会委員長報告)
 - 追加日程第2 発議第1号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 追加日程第3 意見書案第3号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に
向けた取組を求める意見書の提出について
 - 追加日程第4 議長辞職の件
 - 追加日程第5 議長の選挙
 - 追加日程第6 副議長の選挙
 - 追加日程第7 議席の変更
 - 7 常任委員会委員の選任
 - 8 議会運営委員会委員の選任
 - 追加日程第8 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙
- 会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	橋 本 恭 子	9 番	花 畑 奈知子

10番 北川嘉明
12番 上田富夫
14番 桜井公晴
16番 佐野芳彦

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 上田眞也
書記 西田美智子

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤正弘
教育長 寺田寛文
生活福祉部長 丸尾満
教育次長 西村隆志

11番 熊谷直行
13番 村田興亞
15番 中井政喜

書記 木村和義

副町長 八幡儀則
総務部長 村瀬学
経済建設部長 山本武志
財政課長 香田大然

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

青葉薫るころとなってまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成22年第2回太子町議会臨時会（第425回町議会）が開会できますことは、町政のためまことにご同慶にたえません。

本日招集されました臨時議会に付議されます案件は、専決処分の承認議案等であります。いずれも町政にとって重要な案件であり、改選も予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成22年第2回太子町議会臨時会（第425回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

深緑もひとときわ鮮やかに感じられるころとなり、その青葉を渡る風がすがすがしく感じ

られる季節となりましたが、議員各位におかれましては公私ともご多忙のところ、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、予算の承認案件1件、条例の承認案件2件につきましてご審議をお願い申し上げます。提出させていただきました案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なるご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第2回太子町議会臨時会（第425回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、中井政喜議員、橋本恭子議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（熊谷直行） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（熊谷直行） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案3件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成22年第1回太子町議会定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました太子町学校給食共同調理センター業務等の改善を求める意見書及び「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成21年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時04分）

（再開 午前10時09分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 平成21年度2月分の出納検査書について、まず水道事業会計の本月執行額2億5,764万2,884円の分について、この2億5,000万円というのは非常に本月執行分としては、支出としては異常に突出しとうわけなんで、このことの内容の説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 監査委員井村淳子議員。

○監査委員（井村淳子） お答えをさせていただきます。

今上田議員のほうから質問がありました件についてですけれども、手元に詳細な明細がございませんので後日報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 わかりました。ただ、後日というのは1年先も後日ですので、できれば一、二日の間に報告をしていただけますか。

○議長（熊谷直行） 監査委員井村淳子議員。

○監査委員（井村淳子） はい、了解いたしました。

○議長（熊谷直行） 次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号））

○議長（熊谷直行） 日程第4、承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることに

ついて（平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

専決処分いたしましたのは、平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）でございます。

今回の補正予算は繰越明許費の補正であります。その内容は、既定の繰越明許費に子ども手当システム構築事業441万円を追加するものでございます。子ども手当事業の経費について、補正（第6号）で歳入歳出予算を補正し、議決をいただいたところでありますが、事業決定の遅れ等から年度内完了が困難であり、またシステム構築事業は平成21年度の補助事業であるため、平成22年度も事業を継続し補助を受けるためには、予算を翌年度に繰り越す必要があります。専決させていただいたものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただけますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先の3月定例で専決、今説明がありましたように、繰越明許が件数が多かったと。こういう中で、現在上がっております子ども手当のシステム構築事業ということで、その中に漏れていたというようなことでありますが、これらのことが起こさるってというのはよくないことでありますから、その反省の上に立った提案がなされてしかるべきだと思うんですけど、その点いかが

かと。

それから、子ども手当システム構築で、今日の段階で1カ月余り新年度に入りまして経過をしているわけですが、これらの事業がどの程度どういうふうに進み、対象者が遺漏なく手当を受けられる、そういう条件がどういう形で今進捗しておるのか、それらについても説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、第1点目の反省に立った提案ということでございます。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。で、当然事業が年度内に成立困難とわかった時点で明許繰り越しの手続をするべきということでございましたので、深く反省をもってご提案にかえさせたいというふうに思っています。

それから、2点目でございますが、4月から子ども手当が始まっておりまして、1カ月経過をいたしましたのでございますが、去る4月27日でしたが、新たに子ども手当に該当するだろうという方、約1,000名、正式には1,014人の受給資格者、親御さんのほうに送付をさせていただきました。5月13日までに認定申請を行って下さいというものでございまして、今のところ、今週初め時点におきましては、そのうちの大体約4割程度が申請として窓口のほうに来ております。今の状況では、その1,014名のうち、恐らく公務員の方が約2割はおられるのではないかと推計をしておりますので、この週中に残る4割の方について提出があるだろうということでございまして、予定といったしましては順調に進んでおります。

非常に契約のほうが遅れまして、心配をいたしましたところでございますが、このまま推移をいたしました後、締め切った後審査をいたしました後、支給事務を6月4日の支給日に持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありません

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（熊谷直行） 日程第5、承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

専決処分いたしましたのは、太子町税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

このたびの改正につきましては、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得

者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額は原則給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収により徴収することとなりますが、平成22年4月30日までに申し出をした場合、公的年金等に係る所得割額を普通徴収により納税する方法が選択でき、周知期間を考慮し専決させていただきます。

慎重なるご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、お伺いします。

対象者に通知する必要があるということでありましたが、何名の方に通知され、そして4月30日までに申し出るということでありましたが、申し出は何人あったのか、それについて伺います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） お答えいたします。

4月1日現在で80名ございました。このうち19名が、給与特徴への合算を希望しない旨、申し出をいただきました。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 この専決について、直接どうこう言うわけやないんですけども、この地方自治法の昭和22年法律第67号ということになって、第179条第1項の規定というのは、これはどういうふうな専決、もともと文言は議会を開くいとまがないということで当局もずっと言ってきたんですけども、途中改正になりましたね。それはどういう文言になっておりますか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） お答えいたします。

今現在、この時点でちょっとそのお答えができませんので、また後で回答させていただきます。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 専決処分というのは、本町でもずっと以前から、議会を開くいとまがないということはないだろうというような議論で、議会の議決権を奪うもんやということで、慎重に対応せないかんということは本町で言うてきたと。ただ、私が書物を見てみますと、それは全国的に専決処分ということが問題になって法律が変わったと。文言が変わったはずなんです。だから、それを承知の上で専決されよんかどうかということは非常に大事なことで、それでお尋ねしとんで、それを承知してないなんか言われるとちょっと困るんですけどね。専決処分というのはそんな軽いもんやなしに、本当に議会の議決権を奪うんですから、そこはもう少し慎重にやっていただきたいと思うわけなんですけど、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 上田議員ご指摘のとおり、議決権を承認権に変えるといいますが、そういう意味では私どもも十分慎重な取り扱いをしなければいけないということを踏まえてやっております。

先ほど、条文関係でございますが、今までいとまがないということ、そのいとまがないというのが非常に拡大解釈されたようなところがあって、議員各位からもいろいろご指摘を受けていたところを、法改正によりまして時間的ないとまというような、本当に極論を言えば非常に厳しい状況であるという認識をいたしております。

今回の場合は、もちろん4月30日までにそれを申し出をしなければならないというような状況もございますが、3月31日に公布されたものでございますが、時間的に非常にもう難しいということで専決をさせていただいた

ということで、議員がご指摘のとおり、専決についてはこれからも十分注意しながらしなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 承認第3号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（熊谷直行） 日程第6、承認第3号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

専決処分いたしましたのは、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

このたびの改正は、非自発的な失業をされた方について、会社の健康保険から国民健康保険に切りかわった後の税負担について過重な負担とならないよう、前年の給与所得を100分の30とみなして算定し、保険税に係る所得割額について軽減すると同時に、均等割額及び平等割額の7割、5割、2割の軽減判定時の給与所得についても同様に100分の30とみなして適用するものでございます。

対象となる方につきましては、倒産、解雇等により離職された雇用保険の特定受給資格者、または雇止め等により離職された雇用保険の特定理由離職者として失業等給付を受ける方で、失業時点で65歳未満の方が対象となります。保険税が軽減される期間につきましては、離職の翌日から翌年度末までの期間で、またこの条例改正前1年以内に離職された方につきましては、平成22年度限り保険税が軽減されることとなります。

確認方法でございますが、申請書の提出とあわせて雇用保険受給資格者証を提示していただくこととなります。また、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被扶養者となった方に係る保険税につきましては、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置が当分の間継続されることから、国民健康保険におきましても同様に、当分の間減免措置を継続するよう改正を行っております。

これらの軽減措置の啓発を早急に行う必要があるため、専決させていただいたものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 1つは、これ地方税法の改正によるものなのですが、前年所得の3割とみなすっていうことであっても、実際上は離職をして翌年のことでありますから、またその時点で所得がもともと本当に低い状況の中で、この7、5、2の適用についてもどれだけの人たちがこのことによって今日本町で対象になろうとしてるか、そういうことも大事なのですが、3割でも大変だと思ふんですよ、前年に対するね。そこら辺のことで、実際上は当該年度の状況が本来課税されていく基礎になるべきなのですが、現状は所得を確定するということで、確定した所得に基づいて翌年度の地方税法上は、町民税にしても国民健康保険税にしても前年所得が基本になりますのでこのようなことが起こるわけですが、3割で本当にこの後納税可能な所得条件にあるかどうか、どういう認識で当局はおるのか、その説明を求めたいと思います。

それから、現に公布をして、今日の時点でどういう状況にあるのか、その点についてもあわせて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ご質問の内容につきまして、後段の部分、ちょっとわかりづらかったんですが、まず1点目の所得の状況をどういうふうに当局がとらまえておるかといったご質問であったように思います。

昨今の経済状況、また雇用の関係を見ましても非常に心配な向きがございまして、今般の法改正によりまして、みなし的な算定を行うということでございますが、これらとあわせてどのような状況を認識しておるかというご質問であったように思います。

状況につきましては、当然新聞等で言われておりますとおり、なかなか伸びというのはございまして、非常に課税の状況にしましても余り芳しいという状況ではないということでは認識をいたしております。このたびの改正につきましても、やはりそのあたりを十分に認識をされた上での法の改正でござい

すので、今後どのような状況になっていくかといえますと、なかなか今の時点では状況の把握が難しいわけでございまして、まだ今現在、21年所得の集計中といえますか、まだコンピューターにかかってない状況でございすので、見通しにつきましてもなかなか難しいわけでございますが、4月の一月の申請の状況を見ますと、38件の申請が出されておるということでございます。ちょうど年度末の3月の時点では、やはり雇用の関係も退職理由等が多い月でございまして、その関係もあって4月中38件というのは若干、年度末、年度初めの数字はこんなもんかということでございますが、それをもって1年どのような状況になっていくかというようなことにつきましては、ちょっと今の段階でははかりかねるところでございす。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 非自発的失業者の税負担の軽減の中で軽減される期間ですが、離職の翌日から来年度の末までという期間ではありますが、これは例えば例を挙げますと、4月1日に離職されて、ずっと仕事がないという証明があれば、来年の3月31日までそういう状態で軽減措置をされるのか、1点目それをお聞きしたいと思います。

確認については、申請書を個人が申請に行くわけですが、雇用保険受給資格者証の提示を求めて申請するわけですが、この受給資格者証というものについては、普通離職した場合、半年ぐらいの失業保険をもらって、後はどういうふうになるのかちょっとわかりませんが、そういう確認の意味で、すぐ申請すればあわせて検査をし、申請が出て何カ月ぐらいかかってそういう免除が受けられるのかということについて、2点お聞きします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の対象期間のお尋ねでございすが、今橋本

議員が言われましたとおり、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末という表現になっておりまして、具体的に申しますと、今この4月1日に離職をされたという方につきましては23年度末まで、ですから2年間、2年度間ということになってまいります。また、この22年度途中、4月1日以降ずっと来年の春の3月30日までの間で離職された方についても23年度末ということになってまいります。

それから、確認の関係でございすが、この確認には、今言われましたとおり、離職者証の理由欄にそのコード番号がございすので、該当される方についてはその提示を必ず見せていただくということになっておりまして、それから本算定、7月以降になってまいりますけども、それについて軽減額へ反映をさせていくということになってまいります。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 これは国の法律ですから全国的にこういうことになるわけなんですけれども、実際国が現在の日本国の経済状態といえますか、就業状況を踏まえて大体のデータといえますか、そういう状況をつかんだ中で判断したと思うんですけども、そういうデータというか、そういうものは各市町には流れてこないんですかな。太子町独自でいとなかなかこれは大変な作業になるし、予測も非常に難しいんじゃないかと思うんですけども、その難しい中で国保会計にどんな影響が出てくるのかというのは、ある種もしそういう判断をされることがあれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、このたびの改正に当たっての国のほうでの基礎データがどうかということでございすが、詳しいデータというのは私の手元にはございせん。結果的な部分の通知によってのものでご

ざいまして、その中の一つには、今上田議員が言われましたように、どの程度国保会計に影響といった部分でございますが、これは参考になるかどうかわかりませんが、具体的な例で申しますと、収入500万円の方を例に国のシミュレーションあるいはうちの税務課もシミュレーションをしてくれておりますが、前年給与収入が500万円の方で、協会けんぽから離職をされて国保に入られた方を計算例で申しますと、協会けんぽのときには年額ですが23万4,000円が、国保に移られて改正をされない場合では34万7,000円、今回の軽減措置を講じますと14万8,000円ということで、従来の国保税からいいますと20万円の軽減が受けられるということでございまして、逆にそれでは保険者のほうはどうかということになりますと、逆のケースになってまいります。それについては国のほうから助成といたしますか、調整交付金等々で手当てをされるということでございまして、そのままダイレクトに保険者のほうが穴があくということではございません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今の制度でちょっとお尋ねします。

1点は、ハローワークからそういう太子町のこういう方が失業されましたという情報、そういうのはあるのかどうかということと、ですからこれはあくまでも個人申請、本人申請主義なのかということ。

それからもう一点は、再就職された場合の確認等がとれるのかどうかということです。これもあくまでも本人申請主義なのかどうかということ。

それと、過去1年にわたっての離職対象になるということで、ということは例えば就職が決まった後でこういう制度がわかって申請した、それは手遅れなのかどうか、あるいは過去1年分であるから、その間のやつは可能

なのかどうかということ、その点についてお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず1点目でございますが、ハローワークからの情報というのはございません。したがって、市町のほうで確認のしようがございませんので、申請をもってしていただくということになってまいります。

それから、再就職の関係でございますが、これも離職理由、これがもう中心になりますので、例えば離職をされて再就職をされます。その時点で、その事業所が社会保険適用事業所であればもうその時点で終了なんです。国保そのまま継続加入ですよということであれば、もう当然その対象期間内の軽減措置が受けられるということでございます。また、その方が再就業された方で、後また離職というときにどうなるかと、その離職の理由によります。当然、非自発的であれば軽減が受けられますし、自己都合であればそのまま適用は受けられないということになります。

それから、3点目でございますが、過去1年の対象期間の中で遡及措置のお尋ねだったと思いますが、理由が今言いましたように離職証で示されれば遡及されるということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午後1時40分)

○議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、承認第2号につきまして、委員会での審査報告を申し上げます。

お手元の委員会審査報告書をまず読み上げます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、承認第2号。付託年月日、平成22年5月11日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年5月11日(火)午前10時56分から午前11時06分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により承認すべきものと決した。

委員会でもめました委員からの質疑及び当局の答弁につきまして、今からご報告を申し上げます。

委員、80名申請があり、4月中旬に適用しないとそれらの方に迷惑をかけるので専決した

と思うが、19名が選択されていないが、そういう人たちはどういう事情なのか。答弁、19名の状態は把握していない。普通徴収を希望された。委員、選択していない普通徴収にされた19名に聞いてみてもらっているかどうかと思い質問した。答弁、65歳未満公的年金受給者1,383名中617名は所得があり、766名は年金収入が70万円以下である。617名のうち80名が対象者であり、19名が普通徴収を希望してきた。19名のうちには給与所得の低い人がいるのかもしれないと思う。

以上のような質疑、答弁がありました。これにつきましては、後日報告書を文書にして皆様方にお届けをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(熊谷直行) 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案

に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員。

○村田興亞議員 それでは、本委員会に付託した案件について報告を申し上げます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、承認第3号。付託年月日、平成22年5月11日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成22年5月11日火曜日午前11時10分から午前11時45分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により承認すべきものと決した。

なお、皆さんのお手元にはまだ配付してありませんけど、委員会でのやりとりを主なものだけ報告させていただきます。

この専決処分した国民健康保険税条例の分について、非自発的失業者に対しての国民健康保険の減税の軽減の申請を促すための啓発とか、そういうことをするためにどういうことをするのかということにつきましては、啓発方法としてはハローワーク等でのそういういろんな宣伝をする、あるいはリーフレット等の活用、それから4月1日以降窓口に来られた方についても説明をしていると。それから、毎年度渡してる国保だより等にも掲載する、あるいは広報「たいし」等にも掲載をする。

それから、申請者の予測はどれくらいあるのかということでは、100名前後を予測すると。

それから、前年度の給与所得者の100分の30のみなし算定の際の軽減分については、国から全額補てんされるのかということについては、答えとしては調整交付金とそれから保険基盤安定繰入金等で補てんをする予定と、こういうことが言われております。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認されました。

お諮りします。

太子町議会広報特別委員会委員長から委員会調査報告の提出がありました。

太子町議会広報特別委員会の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

よって、太子町議会広報特別委員会の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに審議することに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 太子町議会広報特別委員会について（太子町議会広報特別委員会委員長報告）

○議長（熊谷直行） 追加日程第1、太子町

議会広報特別委員会の件を議題とします。

本案については、太子町議会広報特別委員会に付託して、休会中に審査いただいておりますので、これらに関する委員会の調査報告を求めます。

太子町議会広報特別委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、報告をさせていただきます。

議会広報特別委員会は平成20年8月28日に設置され、本日まで活動してまいりました。本特別委員会の目的は、議会だよりの充実、議会と町民の皆様との懇談会の開催、常任委員会化のための環境整備を行うことであります。

議会だよりにおいては、生の情報を町民の皆様にお伝えすること、また投稿欄を設けるなど町民の皆様に参加していただく部分を設けるなど努力してまいりました。しかし、写真を多用したり文章をもう少しわかりやすくする工夫が今後は必要であると思いました。

議会町民懇談会においては、開催の意義は大いにあったと思います。しかし、参加された町民の皆様から、議員全員に出席してほしいとのご意見を開催のたびにいただきました。これらの反省点を踏まえつつも、本特別委員会は所期の目的が達成されたと委員会として判断し、閉会を求めるものであります。新たに広報広聴常任委員会が設置されました時点で閉会することといたします。次のことを新たに設置されようとしている広報広聴常任委員会に申し送ることといたします。

広聴機能、広報機能を十分発揮すること。全議員参加の町民懇談会を企画すること。年6回以上「議会だよりの」（タブロイド判、文字の大きさ・書式は現行のまま）を発行すること。議会だよりの研修会の内容を十分生かし、写真の多用など見やすい紙面づくりに努め、議会のニュースが古くならないよう、できるだけ早く発行するよう努めること。

最後になりますが、当委員会はかなりの回

数、かなりの日数、委員会を開催し、議会だよりの発行などを行ってきました。委員の皆様には長い間、何日も出ていただきましたそ

のご労苦に感謝を申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で太子町議会広報特別委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

以上で太子町議会広報特別委員会に関する調査を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

桜井公晴議員外5名から発議第1号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに審議することに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 発議第1号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 追加日程第2、太子町議会委員会条例の一部の改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされました太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、発議者を代表して提案説明を行います。

この委員会条例の一部改正につきましては、ただいま広報に関する特別委員会の報告で承認されましたとおり、広報広聴活動のあり方について十分調査をした上で、さらには現在検討整備中の議会基本条例にも絡みますことと、いろいろ研究を重ね、特別委員会の結論を得て本日ここに提案をさせていただいて広報広聴常任委員会を新設すると、こういうことでの提案でございます。

委員会は7名をもって構成し、その活動の主なものとしては議会の広報の編集、発行及び広聴に関する事項であります。これらの提案についてよろしくご審議の上、原案どおり議決をお願いしたいと思います。

現条例との絡みにつきましては、参考資料でお手元に配付をしておりますとおり、今の総務、福祉、経済各常任委員会に加えて広報広聴常任委員会を新設する内容になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上。

○議長（熊谷直行） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、発議第1号は可決されました。

お諮りします。

服部千秋議員外5名から「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書の提出がありました。

意見書の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。よって、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに審議することに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 意見書案第3号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書の提出について

○議長（熊谷直行） 追加日程第3、意見書案第3号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員。

○服部千秋議員 本町議会でも核兵器廃絶に向けて意見書を提出すべきかどうか総務常任委員会で議論し、現在開かれていますNPT再検討会議に各国政府が核兵器廃絶に取り組んでいただけるよう、国会及び政府として働きかけていただく意見書を提出すべきであると総務常任委員会での結論に達しました。

では、意見書案を読み上げますので、よろしく願いをいたします。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再

検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案）。

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験した広島市は、この悲劇が再び起きることがないよう、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてこられました。

昨年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第1次戦略兵器削減条約（START）の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れが加速しています。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を初め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、広島・長崎両市と世界の3,396都市が加盟する平和市長会議は、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指されており、本町もこれに賛同いたします。

よって、国会及び政府におかれましては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月11日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

現在、この会議が開かれているところでありますので、これをもしご議決いただけたときには、速やかに対応をお願いしたいことも申し添えておきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後2時04分）

（再開 午後2時05分）

○副議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

ただいま熊谷直行議長から、議会申し合わせにより、議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 議長辞職の件

○副議長（佐野芳彦） 追加日程第4、議長辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（上田真也） 辞職願。太子町議会熊谷直行。私儀、このたび申し合わせにより、太子町議会議長を辞職いたしたく、この儀、ここに願い出ます。平成22年5月11日、太子町議会副議長佐野芳彦様。

○副議長（佐野芳彦） お諮りします。

熊谷直行議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時06分）

（再開 午後2時08分）

○副議長（佐野芳彦） 再開します。

それでは、異議なしと認めます。したがって、熊谷直行議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時08分）

（再開 午後2時09分）

○副議長（佐野芳彦） 再開します。

ただいま議長の辞職を許可された熊谷直行議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

熊谷直行議員、演壇へどうぞ。

○熊谷直行議員 議長退任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年5月の臨時会におきまして、議員各位のご推挙により議長の要職に就任しまして以来、今日まで議員の皆様を初め当局の皆さんのご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

この1年間を振り返ってみますと、議会事

務事業改革に取り組み、第5次総合計画の策定など関連事業を無事務めることができました。非才な私にご協力いただき、おかげさまで曲がりなりにもその任を全うし得ましたことに対し、重ねてお礼申し上げます。太子町発展を願う心は皆様と同じでございます。今後とも変わらぬご指導をいただきますことをお願い申し上げまして、議長退任のあいさつといたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○副議長（佐野芳彦） 熊谷直行議員のあいさつは終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 議長の選挙

○副議長（佐野芳彦） 追加日程第5、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に佐野芳彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した佐野芳彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐野芳彦議員が議長に当選しました。

ただいま議長に当選しました佐野芳彦からごあいさつを申し上げます。

○議長（佐野芳彦） この場で失礼をいたします。

このたび、議員各位のご推挙によりまして、議長の重責を務めさせていただくことになりました。まずもって心から厚く御礼を申し上げます。

この１年間、太子町の発展のため、また町民福祉の向上のため、議長の職務に精いっぱい務めたいと考えております。

また、議会においては、重点課題でもあります太子町議会基本条例の制定に向け準備を進めておりますが、今後当局、自治会ともにご意見を伺いながら十分なるすり合わせを行い、制定したいと考えております。当局におきましては、議会に対して真摯な対応を期待いたしております。

議員各位及び当局の皆さんにおかれましては、格段のご理解とご協力をお願いを申し上げます。議長就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第６として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第６として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第６ 副議長の選挙

○議長（佐野芳彦） 追加日程第６、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に中井政喜議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中井政喜議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中井政喜議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選しました中井政喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をします。

中井政喜副議長、ごあいさつをお願いいたします。演壇へどうぞ。

○副議長（中井政喜） それでは、副議長就任のあいさつを行います。

このたび副議長を拝命し、身の引き締まる思いでいっぱいです。

さて、太子町の財政状況は厳しい状況ですが、住民の暮らしと健康を守るとは太子町議会として重大な使命であると思っています。地方分権時代を迎えている今日、太子町

議会にあってはいろいろと改善、改革等を進めています。特に、議会基本条例実現に向けて積極的に取り組んでいます。今後も変化するであろう社会情勢を見据えつつ、みずから研さんを深め、議会活性化に向けて最善の努力をしてまいります。もとより私自身はまだまだ微力ではございますが、議長を支え、ともに使命達成に誠心誠意努力してまいります。

皆様の温かいご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが就任のあいさつといたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜副議長のあいさつは終わりました。

お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第7 議席の変更

○議長（佐野芳彦） 追加日程第7、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（上田真也） 議席8番橋本恭子議員を7番へ、議席8番欠番、議席10番花畑奈知子議員を9番へ、議席11番北川嘉明議員を10番へ、議席16番熊谷直行議員を11番へ、議席7番中井政喜議員を15番へ、議席15番佐野芳彦議員を16番へ。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

~~~~~

日程第7 常任委員会委員の選任

○議長（佐野芳彦） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（上田真也） 敬称を略させていただきます。

総務常任委員会委員に佐野芳彦、桜井公晴、村田興亞、上田富夫、熊谷直行、北川嘉明、服部千秋、中島貞次、以上8名。

福祉文教常任委員会委員に北川嘉明、花畑奈知子、橋本恭子、井村淳子、服部千秋、清原良典、井川芳昭、以上7名。

経済建設常任委員会委員に上田富夫、熊谷直行、橋本恭子、中井政喜、長谷川原司、清原良典、井川芳昭、以上7名。

広報広聴常任委員会委員に中井政喜、桜井公晴、上田富夫、長谷川原司、服部千秋、清原良典、井川芳昭、以上7名。

○議長（佐野芳彦） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後2時22分）

（再開 午後2時22分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員

長が決まりましたので、ご報告します。

総務常任委員会委員長に中島貞次議員、副委員長に北川嘉明議員。福祉文教常任委員会委員長に花畑奈知子議員、副委員長に井川芳昭議員。経済建設常任委員会委員長に長谷川原司議員、副委員長に上田富夫議員。広報広聴常任委員会委員長に服部千秋議員、副委員長に清原良典議員。以上 8 名が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第 8 議会運営委員会委員の選任

○議長（佐野芳彦） 日程第 8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（上田眞也） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に桜井公晴、村田興亜、上田富夫、熊谷直行、花畑奈知子、中島貞次、清原良典、以上 7 名。

○議長（佐野芳彦） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時 24 分）

（再開 午後 2 時 24 分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委

員長が決まりましたので、ご報告をします。

委員長に桜井公晴議員、副委員長に熊谷直行議員が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、ご報告申し上げます。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員中井政喜議員の辞任に伴い、揖龍地区農業共済事務組合議会議員に 1 名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍地区農業共済事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 8 として直ちに選挙したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 8 として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第 8 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長（佐野芳彦） 追加日程第 8、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員に清原良典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました清原良典議員を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清原良典議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

清原良典議員。

○清原良典議員 お引き受けします。

○議長(佐野芳彦) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回太子町議会臨時会(第425回町議会)を閉会します。

(閉会 午後2時27分)

~~~~~

議長あいさつ

○議長(佐野芳彦) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の格別のご精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となつてまいります。議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長(首藤正弘) 平成22年第2回太子町議会臨時会(第425回町議会)を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、承認案件3件につきまして慎重なご審議を賜り、適切にご承認をいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

また、新しく選任されました議長、副議長、各常任委員等の皆様方、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

これから日一日と暑さが増すところとなりますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(佐野芳彦) どうもお疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ
こに署名する。

平成 年 月 日

(新)町議会議長 佐野芳彦

(旧)町議会副議長

(旧)町議会議長 熊谷直行

署名議員 中井政喜

署名議員 橋本恭子